

各指定相談支援事業所 代表者 様

兵庫県福祉部障害福祉課長

令和5年度「兵庫県相談支援従事者現任研修」(下期)の実施について【ご案内】

平素は、県障害福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実施している方の日常業務の検証とスキルアップを図るとともに、地域における相談支援体制の中核的な役割を担う人材の養成を目的に標記の研修を実施しますので、対象者がおられる事業所におかれては、下記によりお申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、本研修は指定相談支援事業者等における相談支援専門員が5年度毎に1回以上受講することを義務づけられておりますので、平成30年度に初任者研修を受講され、まだ本研修を受講されていない職員がおられる事業所においては、特にご注意ください。

記

1 対象者 (①~③の全てを満たすもの)

- ① 市町の相談窓口または指定相談支援事業所において、相談支援専門員として相談支援業務に従事しており一定の経験(初任者研修受講後、概ね3年以上)を有する者、または今後必ず相談支援業務に従事する予定の者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - a 平成30年度から令和元年度の相談支援従事者初任者研修の修了者
 - b 相談支援従事者現任研修の修了者(平成20~21年度、25~26年度の初任者研修の修了者)
- ③ 演習で使用する課題(自らが担当した個別ケースの概要(支援の経過、エコマップ、地域とのつながり)、地域の社会資源についての資料等)を作成・提出できるとともに、演習において相談支援専門員としての専門性を生かした検討や討論をする能力を有する者

※ 現場での経験を踏まえた演習を行いますので、相談支援業務の従事経験がない方は、原則として、再度、初任者研修を受講いただくようお願いいたします。

2 実施要項・申込方法

総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター
現任研修のページから申込 <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=40>

3 申込締切 令和5年11月10日(金)正午まで

4 問い合わせ先

福祉のまちづくり研究所 研修センター 担当：梶原・井指
ホームページから、研修部門→お問い合わせページに移動、メールにて問い合わせ

※ 受講資格(実務経験等)に関する問い合わせは県障害福祉課まで
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県福祉部 障害福祉課 障害政策班 担当：平入
TEL:078-341-7711(代) (内線 2962)